



# 下水 水道課からのお知らせ

問 水道課 下水道係  
☎476-1111(194・195)

## ◆合併処理浄化槽の普及促進について

町では、生活環境の保全および公衆衛生の向上に寄与することを目的とし、公共下水道区域外の家庭を対象に、台所・風呂・洗濯機などからの雑排水とトイレからの汚水を併せて処理する合併処理浄化槽の普及促進に努めています。

### 《合併処理浄化槽の利点について》

- ・トイレが水洗化され悪臭がしなくなり、快適な生活がおくれます。（汲み取りトイレから切替えた場合）
- ・家庭から流される台所やお風呂場などの生活雑排水もきれいな水に浄化して側溝へ流しますので、側溝や河川の悪臭や汚れが少なくなります。
- ・はえや蚊などの害虫が減り、生活環境の向上や農産物への食の安心・安全に繋がります。

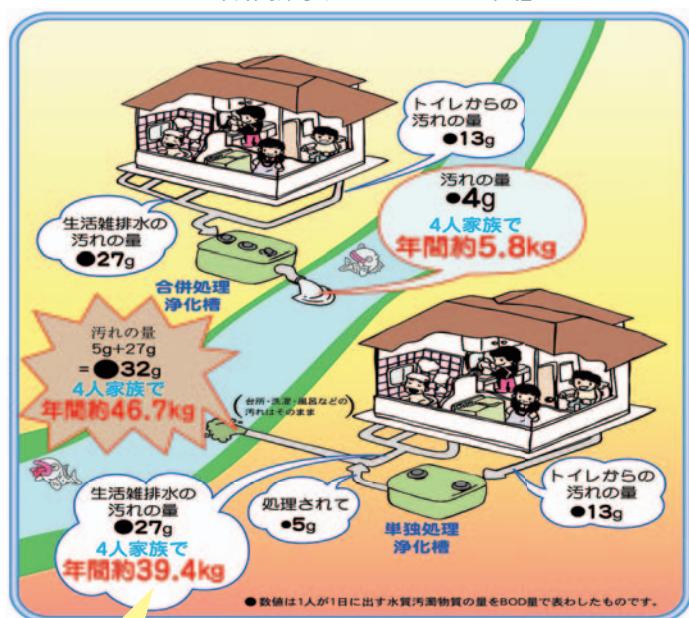
### 《合併処理浄化槽補助金制度の紹介》

合併処理浄化槽を新たに設置する一般住宅の方に対し、その費用の一部を補助金として交付しています。各人槽に対する補助金額は、下表のとおりです。

また、単独処理浄化槽を設置している家庭については、日常生活においてさほど不便を感じにくいことから、合併処理浄化槽への転換の意識が薄いと思われますが、実際には環境に与える負荷は汲取りトイレの家庭より大きくなります。

そこで、既存の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進めるために、既存の単独処理浄化槽を撤去する場合、**基本の補助金額に90,000円を限度とし加算して補助金を交付しています。**

『生活雑排水処理イメージ図』



汲取りトイレの家庭では、トイレからの汚水は汲取ってから別の場所で処理することから、汚れの量は、指し示す汚水量と同じになります。

### 《補助金内訳》

人槽区分	新築・汲み取り→合併	単独→合併
5人槽 (専用住宅130m <sup>2</sup> 未満)	332,000円	422,000円
6~7人槽 (専用住宅130m <sup>2</sup> 以上)	414,000円	504,000円
8人~10人槽 (併用住宅、2世帯住宅等)	548,000円	638,000円

※補助金の申請に関わる書類作成や提出等は、申請者本人と工事の契約を交わした業者が全て代行して行いますので、申請者本人が役場に来て手続きをする必要はありません。

### 《下水道係からのお願い》

平成26年3月末までに完成する新築住宅や合併処理浄化槽設置を検討中の方は、補助金の確保が必要なため、早めに設置届出書を提出してください。